

つがる西北五広域連合顧問の勤務条件等に関する規則

平成20年 3月28日
規則 第2号
平成29年 4月17日
規則 第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる西北五広域連合規約（平成11年青森県知事許可）第16条の2の規定に基づきつがる西北五広域連合（以下「広域連合」という。）に置く顧問（以下「顧問」という。）の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 顧問の勤務日数は月に10日以内とし、その勤務日は広域連合事務局長（以下「事務局長」という。）が定める。

2 顧問の勤務時間は、1日につき6時間以内で事務局長が定める。

(休暇)

第3条 顧問の有給休暇の日数は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項の規定による日数（別表）とする。

2 休暇の届出及び整理については、広域連合の職員の例による。

(秘密を守る義務)

第4条 顧問は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月17日から施行する。

(つがる西北五広域連合顧問の勤務条件等に関する規則の廃止)

2 つがる西北五広域連合顧問の勤務条件等に関する規則(平成21年規則第2号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

継続勤務 年数(年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
付与日数 (日)	3	4	4	5	6	6	7